電気通信大学情報理工学域再入学に関する規程

制定 平成28年3月23日規程第33号 最終改正 令和5年2月13日規程第96号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則(以下「学則」という。)第11条第3項及び第 16条第3項の規定に基づき、情報理工学域(以下「学域」という。)における再入学 について定めるものとする。

(出願資格)

- 第2条 再入学の出願資格は、次の各号を満たすこととする。
 - (1) 退学前に本学に在学した期間(以下「在学期間」という。)が1年以上であること。
 - (2) 在学中に相当の単位数を修得していること。
 - (3) 在学中の修学状況により、再入学後、成業の見込みがあること。
- 2 除籍された者は、出願することができない。

(出願手続)

- 第3条 再入学を志望する者(以下「志望者」という。)は、次の各号に掲げる書類に所 定の検定料を添えて学長に願い出るものとする。
 - (1) 再入学願(別記様式第1号)
 - (2) 健康診断書(健康上の理由で退学した者に限る。)

(出願受付期間)

- 第4条 再入学の願い出の受付期間は、毎年11月1日から11月30日までとする。 (受入れ類等)
- 第5条 再入学の受入れ類等は、志望者の在学中の所属類、専門教育プログラム、在学期間、単位修得状況及び審査の状況等から総合的に判断して決定する。
- 2 学則第16条第1項の収容力の有無は、当該類等に所属する学生の現員、教育設備等 その他の状況から総合的に判断するものとする。

(受入れ審査)

- 第6条 再入学の出願があったときは、教授会は、教育委員会に受入れの可否及び可とする場合の再入学年次についての審査を求め、受入れ可否等について学長に報告するものとする。
- 2 再入学は、1回を限度とする。
- 3 第1項の審査において、再入学の年次は、志望者の在学中の在学期間、修得単位数、 審査その他の状況を総合的に審査して判定するものとする。

(再入学の時期)

第7条 再入学による入学時期は、4月とする。

(卒業に係る所要在学期間)

第8条 学則第52条の2第1項の在学すべき年数は、再入学が許可された年次に在学する者(留年により当該年次に属する者を除く。以下「在来生」という。)が当該年次から卒業までに在学すべき年数に準ずる。

(在学可能な期間)

第9条 再入学後に在学できる期間は、前条の年数の2倍とする。

(休学期間)

- 第10条 再入学後の休学期間は、2年を限度とする。
- 2 再入学前の休学期間は、再入学後の休学期間に算入しない。 (履修規程)
- 第11条 履修規程は、在来者に適用されるものを準用する。

(再入学前の修得単位の取扱い)

第12条 退学前に修得した単位は、再入学する類等において審査の上、教育委員会で認定する。この場合において、成績評価は、退学時のものを用いる。

(雑則)

第13条 前条までに定めるもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、電気通信大学情報理工学部再入学に関する規程は廃止する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日以降に新たに情報理工学域の学生となる者に適用し、 同日前から引き続き情報理工学部に在籍する学生及びこれに準ずる学生については、な お従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日規程第135号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日規程第84号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月13日規程第96号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

再 入 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

氏名(※)

生年月日 年 月 日

住 所 〒

電話番号

下記事由により、再入学したいので許可をお願いします。

記

1 . 退学前の類・学科、プログラム・コース及び入学年度

類プログラム(元号)年度入学学科コース

2 . 退学及び再入学の理由

- 備考 1. 健康上の理由による退学の場合は、医師の診断書を添付すること。
 - 2. 氏名(※)は、署名(本人自署)とし、署名できないときは記名押印すること。